

確認事項に対する回答（国税庁）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁 民間給与実態統計調査
質問	1 各統計調査を実施するための予算額（平成 28 年度、29 年度） ※予算額は支出項目別（人件費、統計調査員手当、職員旅費等含む）の内 訳）、動員人員数）
<p>（回答）</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>○国税庁予算：37,917 千円</p> <p>（目）税務特別庁費：37,917 千円</p> <p> 雑役務費：37,800 千円（民間給与実態統計調査の業務委託に係るもの）</p> <p> 印刷製本費：117 千円（部内用冊子の印刷に係るもの）</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>○国税庁予算：37,905 千円</p> <p>（目）税務特別庁費：37,905 千円</p> <p> 雑役務費：37,800 千円（民間給与実態統計調査の業務委託に係るもの）</p> <p> 印刷製本費：105 千円（部内用冊子の印刷に係るもの）</p> <p>民間給与実態統計調査では、平成 21 年分調査から、調査票等の作成・印刷、調査票及び調査関係書類の封入・発送、調査票の回収、問合せ対応、督促、審査・疑義照会、調査票のデータ化等の一連の業務について民間委託を行っている。（支出項目別に分けることはできない。）</p> <p>なお、各国税局では、調査対象者名簿の補正作業などを行うが、各局ともに数日を要するのみであり、この部分について別途の予算措置を行っていない。</p>	

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁 民間給与実態統計調査
質問	2 各統計調査の結果の利活用の実績（官民双方における利活用の内容、年間利活用数）

（回答）

民間給与実態統計調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としており、行政及び民間に利用されている。

○行政における利用

財務省主税局が実施する毎年の予算編成における租税収入の見積り（特に源泉所得税）において、各給与収入階級の人員分布、税額及び所得控除の適用状況等を活用することで、その予算年度における納税人員数等を推計しており、その結果を毎年国会に提出する「租税及び印紙収入予算の説明」の中で公表している。

また、給与所得者の直近暦年ベースでの給与収入階級ごとの国税負担の現状を明らかにすることで、毎年行われる税制改正の検討・議論を実態に即したものにするとともに、その税制改正による増減収見込額を試算するための資料として活用し、その増減収見込額を「税制改正の大綱」の参考資料（税制改正（内国税関係）による増減収見込額）として公表している。

○民間における利用

民間の研究機関が行う、民間事業所における男女別、年齢別等の平均給与等の動向に関する研究の参考資料などに利用されている。

○国税庁ホームページの該当箇所へのアクセス件数（平成 28 年）

国税庁ホームページ：2,187 千件（※）

※各統計表を PC 端末に 1 回表示する毎に 1 件としてカウントしている（過年度分も含む。）。

※財務省主税局に対しては、統計資料全体を、別途直接提供している。

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁 民間給与実態統計調査
質問	3 各統計調査を実施する上で、3省庁が同じ企業に対して、複数回調査しなくて済む重複回避のための取組実施の有無。有の場合、その内容（例えば、事業所母集団データベースを活用し、標本対象の調整を実施等）。無しの場合、その理由。
<p>(回答)</p> <p>民間給与実態統計調査は、源泉徴収義務者名簿を母集団情報としており、「事業所母集団データベース運用管理規定」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づく調査対象名簿に対する重複是正措置の指摘に従い、統計調査の回数（被調査回数）の上限値を超えている事業所には重複回避措置を行った上で調査対象事業所を選定している。</p> <p>なお、人事院「職種別民間給与実態調査」及び厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査対象者との個別の重複回避措置は行っていない。</p>	